

## 廃棄物処理法及び低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理に関する制度の見直しを求める意見書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)また、PCB廃棄物の適正な処理に関する特別措置法(以下、「PCB特措法」という。)については、これまでも度重なる改正が行われ、処理体制の整備や規制の強化が図られてきた。しかし一方で、現下の厳しい経済情勢においては、産業廃棄物の処理費用削減をねらいとした不法投棄等の不適正処理の増加が懸念されているところであり、PCB廃棄物という有害廃棄物の処理対策については十分な推進がなされておらず、なお多くの課題が山積している。

今回、低濃度PCBの無害化処理事業を堺市内の事業所が行う予定であると仄聞しているが、廃棄物処理法及びPCB特措法における、審査基準の不備や処理体制の未整備な点があること、さらに同法において規定される内容について、都道府県や政令指定都市が地域の実情に応じた判断を行う仕組みが欠損しているため、市民の安全な生活を保障する具体的な担保を有することが事実上できない。低濃度PCB廃棄物の無害化処理については、建築基準法第51条のただし書きに即し、堺市都市計画審議会に付議されているが、現状の法制度では、各自治体の環境指導における関与のあり方が明確でないために審議に苦慮している。

今後、不適正処理の無い健全な資源循環社会を早期に実現し、将来世代に良好な生活環境を継承することが、現在の私たちの使命であると考え。そのためには国及び地方が連携し、不断の努力をもって、これら個々の課題に対し、効果的な制度の創設や運用の見直し等を行う必要がある。よって、このたび制度の見直しが必要と考える事項について下記のとおり強く要望する。

### 記

1. 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査における経理的基礎に係る具体的かつ客観的な審査基準を明確にすること。
2. 産業廃棄物処理施設の設置許可の審査基準における「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設についての適正な配慮」の内容を具体的に規定し、判断基準を明確にすること。さらにこの基準については、地域の実情に応じて都道府県及び政令指定都市の裁量を認める規定を盛り込むこと。
3. PCB廃棄物の適正かつ確実な処理を促進するため、現行のPCB廃棄物処理料金軽減の割合及び対象を拡大すること。
4. 低濃度PCB廃棄物の無害化処理に関する処理体制の透明化、安全確認の明確化、万一の事故対応などについて、国の管理責任の所在を明文化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月19日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
環境大臣

各宛